



福県医発第806号(地)

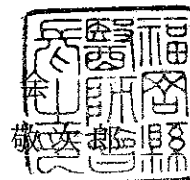
平成15年7月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原



重症急性呼吸器症候群（SARS）流行地域から
帰国した児童生徒等の受け入れについて

今般、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より
標記について都道府県教育委員会に通知した旨、日本医師会
を通じ連絡がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解い
ただくとともに、学校医に対しご周知くださいますようご高
配の程、よろしくお願い申し上げます。

(地II62)

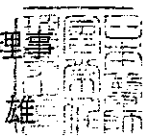
平成15年7月11日

都道府県医師会

学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

雪 下 國 雄



「重症急性呼吸器症候群」(SARS)流行地域から
帰国した児童生徒等の受け入れについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より本会宛に、別添の通り、「重症急性呼吸器症候群」(SARS)流行地域から帰国した児童生徒等の受け入れについて(通知)と題し、都道府県教育委員会に通知をした旨連絡がありましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、本件に関しご了解いただくとともに、学校医に対し周知方よろしくお願いいたします。





事 務 連 絡

平成15年7月4日

社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

「重症急性呼吸器症候群」(SARS)流行地域から
帰国した児童生徒等の受入れについて

標記については、別添のとおり事務連絡、通知を発出しましたので、貴会におかれましては、この趣旨を御理解いただき、学校保健法に基づいて、学校における感染症対策が学校医の指導助言のもとに適切に行われるよう特段の御配慮をお願いいたします。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
学校保健係

TEL : 03-5253-4111 (代) (内線2918)

事務連絡
平成15年7月2日

各国公立大学事務局
各国公立高等専門学校
国立久里浜養護学校 御中
各都道府県私立学校主管課
各都道府県教育委員会学校保健主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

「重症急性呼吸器症候群」(SARS) 流行地域から
帰国した児童生徒等の受入れについて

標記については、5月2日付け15ス学健第5号において現在の知見の下における当面の留意事項について、お知らせしたところですが、今般、SARSの流行も一応の終息に向かい、WHOの指定するSARSの地域内伝播が疑われる地域も台湾及びトロントのみとなったことから、SARSの検疫体制について、別添のとおり厚生労働省から新たに通知(平成15年7月1日付け健感発第0701002号)が発出されましたので、5月2日付けの通知の留意事項と併せて確認の上、適切な対応をお願いします。

また、各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校及び学校法人等に対しても周知されるよう併せてお願いします。

なお、これまで検疫所においては、中国等からの入国者に対して「SARSの潜伏期間が10日間といわれていることから、念のため、人に会うのを最小限にし、濃厚な接触をできるだけ避ける」旨の注意を行っていたところですが、今般の厚生労働省の通知において削除されたことを申し添えます。

今後、厚生労働省より本件に関する情報等が入り次第、随時お知らせいたします。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
学校保健係

TEL: 03-5253-4111 (代) (内線2918)

健感発第0701002号
平成15年7月1日

各 検 疫 所 長 殿

結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、平成15年4月3日付健感発第0403002号通知等により対応しているところではありますが、SARSの流行も一応の終息に向かい、WHOの指定するSARSの地域内伝播が疑われる地域も台湾及びトロントのみとなったことから、当分の間、SARSの検疫体制を下記の通りとすることとしましたので、遺漏のなきようよろしくお願いします。

なお、SARSの再流行の可能性も指摘されていることから、今後とも、引き続き検疫の警戒体制を維持されるよう併せてお願いします。

記

1

WHOの指定するSARSの地域内伝播が疑われる地域からの便について

WHOの指定するSARSの地域内伝播が疑われる地域からの便による入国者に対しては、質問票を機内で配布するとともに、SARS患者との接触の有無を確認する。

広東省、香港及び北京からの便について

入院患者が依然として多く、入院先の病院の医療従事者等、SARSに感染するリスクの高い者が日本に入国する可能性の高い地域（広東省、香港、北京）からの便による入国者に対しても機内で質問票を配布し、SARS患者との接触の有無を確認する。

及び 以外の地域からの便について

及び 以外の地域からの便による入国者に対しては、機内及び検疫ブース付近でのアナウンス、ポスターの掲示等により別紙 1 に示した内容の周知を行い、SARS患者との接触の有無について自己申告を求める。

- 2 健康カードの記載事項を別紙 2 に改め、1 及び の便による入国者に対して、質問票を回収する際に配付する。1 の便による入国者に対しては、検疫ブースの付近に配置し、入国者が取り易いようにする。
- 3 原則として、すべての到着便について、サーモグラフィー等を用いた体温測定を実施する。
- 4 WHOの指定するSARSの地域内伝播が疑われる地域から来航する船舶の検疫については、平成 15 年 6 月 5 日付健感発第0605001号における対応を引き続き行い、広東省及び香港から来航する船舶についても同様の対応を行う。

日本に入国される方に

SARSの疑いのある人との到着前 10日間以内の接触がある方は検疫官まで申し出てください。

例えば

- SARSの疑いがある患者を治療している医療機関で働いたことがある方
- 同居の家族の方で SARSの疑いで入院した人がいる方
- SARSの疑いで入院している患者の見舞いをするなど接触した方

SARSの地域内伝播があった地域に
滞在された入国者の方へ

入国後は次の注意に従って下さい。

1. SARSの潜伏期間は10日間といわれています。

この間は、念のため、以下のような対応をしてください。

(1)入国後10日間は朝夕の体温測定を実施し、各人の健康状態を確認してください。

(2)下記の症状が一つでもでたら、保健所に相談するか、感染地域からの帰国であることをあらかじめ告げてから医師の診察を受けてください。その際は、マスクを着用してください。

・発熱 ・せき ・呼吸困難

2. 貴方及び家族を含め貴方が接触した人(特に症状が発生して以後)に症状が発生したら、SARSに感染しているおそれがある旨、事前に医療機関又は最寄りの保健所に電話で相談のうえ、その指示に従って下さい。

厚 生 労 働 省